

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県北茨城市長

公表日

令和7年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民接種、予診票の発行、予防接種情報の管理等を行う。番号利用法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報連携を行う。</p> <p>具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">(1)住民基本台帳を基に、予防接種対象者の選定(2)予防接種の実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等)(3)照会申請による予防接種履歴の照会(4)転入者・予診票紛失者への予診票発行(5)予防接種により健康被害が生じた場合の給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答(6)新型インフルエンザ等感染症対策に係る予防接種事務<ul style="list-style-type: none">・ワクチン接種記録システムへ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会。提供を行う。
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条1項別表14の項、126の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、153の項、第27条、第155条 (情報提供) 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26、153、154の項、第27条、第28条、第155条、第156条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 健康づくり支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 市民福祉部 健康づくり支援課
〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 市民福祉部 健康づくり支援課
〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満] <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手)
[]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[<input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない]		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	特定個人情報の入力から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに、複数人での確認を行うことにより、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。				
9. 監査					
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]		
10. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			[<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する]		
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 従業者に対する教育・啓発 				
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底している。また、個人情報の漏えいが生じないよう、保管庫を施錠し、管理を行っている。				

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月12日	1.提出する特定個人情報保護評価書の種類 ②事務の概要	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民接種、予診票の発行、予防接種情報の管理等を行う。番号利用法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報連携を行う。</p> <p>具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)住民基本台帳を基に、予防接種対象者の選定 (2)予防接種の実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) (3)照会申請による予防接種履歴の照会 (4)転入者・予診票紛失者への予診票発行 (5)予防接種により健康被害が生じた場合の給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民接種、予診票の発行、予防接種情報の管理等を行う。番号利用法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報連携を行う。</p> <p>具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)住民基本台帳を基に、予防接種対象者の選定 (2)予防接種の実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) (3)照会申請による予防接種履歴の照会 (4)転入者・予診票紛失者への予診票発行 (5)予防接種により健康被害が生じた場合の給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 (6)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 	事後	
令和3年5月12日	1.提出する特定個人情報保護評価書の種類 ③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月12日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号利用法第9条第1項 別表第一の93の2項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) 別表第一省令第67条の2</p>	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号利用法第9条第1項 別表第一の93の2項 番号利用法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号利用法第19条5号(委託先への提供)</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) 別表第一省令第67条の2</p>	事後	
令和7年10月31日	I 関連情報、1特定個人情報ファイルを取り扱う事務、②事務の概要	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民接種、予診票の発行、予防接種情報の管理等を行う。番号利用法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報連携を行う。</p> <p>具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。</p> <p>(1)住民基本台帳を基に、予防接種対象者の選定 (2)予防接種の実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) (3)照会申請による予防接種履歴の照会 (4)転入者・予診票紛失者への予診票発行 (5)予防接種により健康被害が生じた場合の給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 (6)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会。提供を行う。</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民接種、予診票の発行、予防接種情報の管理等を行う。番号利用法別表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報連携を行う。</p> <p>具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。</p> <p>(1)住民基本台帳を基に、予防接種対象者の選定 (2)予防接種の実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) (3)照会申請による予防接種履歴の照会 (4)転入者・予診票紛失者への予診票発行 (5)予防接種により健康被害が生じた場合の給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 (6)新型インフルエンザ等感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システムへ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会。提供を行う。</p>	事後	法令上根拠修正 名称の修正
令和7年10月31日	I 関連情報、2特定個人情報ファイル名	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム	事後	名称の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	I 関連情報、3個人番号の利用、法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号利用法第9条第1項 別表第一の93の2項 番号利用法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号利用法第19条第5号(委託先への提供)</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) 別表第一省令第67条の2</p>	番号法第9条1項別表14の項、126の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事後	法令上根拠修正
令和7年10月31日	I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	<p>1 番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特別個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報提供を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(別表第二主務省令における情報提供の根拠) 別表第二省令(第59条の2)(※別表第二の115の2の項)</p> <p>(別表第二主務省令における情報照会の根拠) 別表第二省令(第59条の2)(※別表第二の115の2の項)</p>	<p>(情報照会) 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、153の項、第27条、第155条 (情報照会) 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26、153、154の項、第27条、第28条、第155条、第156条</p>	事後	法令上根拠修正
令和7年10月31日	II しきい値判断項目、1対象人 数、いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和7年10月31日	事後	時点修正
令和7年10月31日	II しきい値判断項目、2取扱者 数、いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和7年10月31日	事後	時点修正
令和7年10月31日	IVリスク対策、8人手を介させる作業	—	十分である	事後	新様式による追加項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	IVリスク対策、人手を介させる作業 11最も優先度が高いと考えられる対策	—	1)目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	新様式による追加項目
令和7年10月31日	IVリスク対策、人手を介させる作業 11最も優先度が高いと考えられる対策、当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	新様式による追加項目